

○議長(塩野鉄之助君) 以上で委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。会期についてはただいま委員長から報告されましたとおり十一月十五日の一日間と決定いたしましたと思いますが、これにご異議ありませんか。

○十番(松山 清君) 議会運営委員長も報告しておりますように、内容的に重要な問題も含まれておりますことから、委員会付託もなく即決としてやるということ自体市民本位の議会運営ではないわけです。そのようなことで、私はただいまの報告にありましたように、本日一日間という形で本問題を即決にもっていくということとはとんでもない話です。よって会期一日間ということについては反対するものであります。

○議長(塩野鉄之助君) ご異議がありますので起立により採決いたします。おはかりいたします。会期を一日間とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(塩野鉄之助君) 賛成十六名、多数であります。よって会期は一日間と決定いたしました。

福生市議会

議事録

○議長(塩野鉄之助君) この際、日程第三及び日程第四は関連がありますので、一括して上程いたします。

日程第三議案第百三十二号 福生市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第四議案第百三十三号 福生市水道給水条例の一部を改正する条例
以上二案を一括して議題といたします。

朗読を省略し、直ちに本二案について提案理由の説明を求めます。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) お許しをいただきまして、ただいま上程されました議案第百三十二号並びに議案第百三十三号につきまして提案理由の説明を申しあげたいと存じますけれども、提案理由の説明に入る前に横田基地への給水問題につきまして、今日までの経過並びに私の考え方につきましてふれさせていただきますのでお許しをいただきたいと思います。次第でございます。

去る九月二十日付をもちまして、東京防衛施設局長より横田基地内

における生活給水及び消防用水が昭和四十九年度において一日当たり約四百七十七トン、五十年で約二千三百二十トン、五十一年度以降は一日当たり約五千四百五十トンの不足を生じますので、福生市より給水を受けた旨の要請がございました。これについては都議会議員の先生方をはじめ関係行政機関に種々協議をいただき、ご意見ご指導を賜わりまして検討を重ねてまいりました。その結果、次のような理由に基づきまして給水せざるを得ないとの結論に達したわけでございます。

その理由の第一点は、わが国における安全保障制度上の理由に基づくものでございます。

ご案内のとおり、わが国は国の平和と安全を確保するため日米安全保障条約を基調とする安全保障政策をとっております。そしてこれを受けました日米地位協定第七条の規定によりまして、また憲法第九十八条第二項におきましては行政機関や国民がそれを遵守しなければならぬことを明確に規定しているわけでございます。また、関東計画に基づきます横田基地への集約につきましては、私ももといたしましてはきわめて迷惑なことでありますけれども、国の方針である以

上従わざるを得ないとの態度をとっているところでございまして、給水問題はその一環と考えている次第でございます。また、東京都におきましては、地盤沈下を防止する面から基地内におけるくみ上げを制限するとともに、その不足分を地元公共団体から給水を受けるようにとの行政指導をしているわけでございます。

このことは昭和四十三年第四回定例都議会における萩谷先生の一一般質問に対する美濃部都知事の答弁、また、昭和四十七年二月二十二日付の東京都公害局長より東京防衛施設局長に送付した公文書等により明らかであります。私はこうした東京都

の方針に賛意を表するものでございます。また、米軍関係者の話によりますれば、集約に伴いまして関東一円の米軍が使用する地下水のくみ上げ量は、合計で一日当たり約一万トン程度減少できるということでございます。このことは大局的見地からきわめて好ましいことであると思えます。また、私は人種

であるとか、あるいは思想であるとか、信条の違いをこえた人道上の面からも給水に応じるべきであると判断をいたしました次第で

ございます。と同時に、給水に応じることが市民の利益をそこねたり、また迷惑を及ぼすかどうかという配慮は当然しなければならぬわけでございますけれども、このことは関係機関との協議を通じて、法や条例を尊重した形で協定を締結できると確信をしている次第でございます。

以上のような考え方でありますので、よろしくご理解と協力を賜りました。本日提案申し上げました条例改正案につきましてよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは議案第百三十二号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、福生市水道事業の設置に関する条例の第一条中「市民」を「市民等」に改めるものでございますが、これは横田基地へ給水することに伴い、市民以外にも給水することを明確にするために改めようとするものでございます。

次に、議案第百三十三号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

福生市議会

本案は、福生市水道給水条例の第二条を改めようとするものであります。これは横田基地へ給水することに伴い、福生市水道事業の設置に関する条例第二条第二項に規定する給水区域と一致させるために改めようとするものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、先のことで恐縮でございますけれども、本日二案をご議決いただきますれば、東京防衛施設局長と福生市長との間で給水協定の締結をいたすことに相なる運びでございます。たいへんに前置きあるいは口実等失礼でございますけれども、以上をもちまして提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（塩野鉄之助君）以上で提案理由の説明は終わりました。これより本二案に対する質疑を行います。

○十七番（関米吉君）ただいま議題となっております件について質疑をさせていただきますと思います。

地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもって公けの施設

を設けるものとされており、したがって水道の施設や体育館等の公
けの施設は、住民の福祉を増進する目的、すなわち具体的な行政
目的をもっていなければならぬことは当然のことでございます。した
がって当市の水道事業も同法の目的に沿って福生市民に正常にして豊
富低廉な水の供給をはかり、もって公衆衛生の向上と生活環境の改
善に寄与するために、市民を対象として水道設置条例や給水条
例が制定され、市民の協力を得て今日に至っているものでございま
す。水道事業等の公営企業が住民の福祉を増進する目的をもつもの
でありますならば、これら公営企業に関する条例の改正は、あく
までも住民福祉の向上をもたらすものでなければならぬはずのも
のでありますので、以下、この観点から幾つかの問題点をご質問
いたしますので、一つ一つにつきまして重複されてもけっこうござい
ますので、具体的かつ明確にお答えいただきたいと思います。

まず一つ目は、今回の提案理由の説明にもありましたが、横田
基地への給水によりまして、福生市民の福祉の向上が一体どのよう
に具体的に期待されるのか、一つ具体的に説明していただきたい。

二つ目は、いままで理事者側は全員協議会におきまして私の設
置条例については変更する必要はないのかという質問に対し、市長
も助役も設置条例については変更する必要はないということを二度に
わたって言明され、間違いないですぬという私のため押しにも、そ
のとおりであるという回答をされております。にもかかわらず、急
に本議案を本日提案したことは議会に対する食言であり、だまし
討ちではないかと思えます。よって、本日議案の提出に至りました
経緯について詳細な説明をお願いいたします。

三つ目は、この二つの条例改正によりまして、横田基地への給水
を行うことができるという根拠について具体的にお示し願いたい。
私は、本条例の改正によりまして、基地への給水が可能であるとい
う考え方につきましては、基地への給水は可能であるかもしれませ
んが、ご案内のとおり横田基地の中には、福生市長の権限の及ば
ない瑞穂町、羽村町等の他の行政区域も含まれているはずで
ございます。よって福生市の行政区域外への給水という結果になる
のでありますけれども、他町の行政区域にも給水しなければなら

らない根拠について具体的に説明願いたい。

四つ目として、日米地位協定第一条b、c項に該当しない一般外国人が今回給水を依頼した区域内にいないか。もしいるとしたらば福生、瑞穂の行政区域内にどのくらいいるのか明確にしたい。いないとするならば、いないと認める根拠について示していただきたい。なお、あわせて五十一年の関東集約終了時にそのようなことがないかどうか。今後の見通しについてもあわせてご答弁をいただきたいと思います。

五つ目は、先般、市が行っている市民の意識調査によりますと、市民の大多数が基地のないほうがよいと答えてありますことはご承知のとおりでございます。この調査の目的は、今後の福生市の方向を考える上で尊重されなければならない市民の意向であるはずであります。市長もこの横田基地の問題につきましては、本会議等におきましては横田基地はないほうがよいのだという考え方を明らかにしております。この市民の意向と市長の考え方を行政の上に生かすのが当市の行政をあるものとしてとるべきだと

思うのでございますけれども、今回の基地給水はそれに合致した措置と思うのであるかどうか。もちろん合致したものであるとすればその理由について明確にしたいと思います。

六つ目は、再三全員協議会におきまして、多くの先輩議員やその他の議員の方々からも、防衛庁は福生市に難問を押しつけるだけで、われわれ市民の要求は全く顧みられていない。民生安定のための市への十分な援助こそ先決であるというような意見やご質問がなされておりますが、それに対して理事者はそのような方向について何とかその成果を得るべく努力中であるというような回答をされておりますが、その先決がなければ、本案に対する議会の承認は全く不可能であると私は考えているものでございます。本議会に本案を提出したことは間違いなく承認されるという判断が理事者にあるからであると思われすけれども、しからは市議会が予定したこの先決されるべき諸問題について現在どのように進展し、どのように具体的になっておりますか、前回の全員協議会の意向の経過並びに成果について説明していただきたい。

ないというような市民無視の無責任な行政は許されるべきではないと、このように思うわけでございます。と同時に、都の権限に属する分水を都との十分な話し合いもなく先行的に処分することは越権行為ではないかと思えます。もし仮に一步譲って自己の責任を感じた処置ならば、具体的な基地への給水が、都からどのように水を引き、工事費は一体どのくらいかかるのか。その費用はどのようなにして負担され、そして水道会計上の収支バランスはどのようなのかというような資料を本会議に提出していただきたい。このような観点から、以上八つばかりの質問をいたしましたわけでございますけれども、前にもお断わりいたしましたとおり、重複されまして、こうでございしますので、私が一つ一つ聞きました八項目について、具体的明確にご答弁をいただきたい。

○助役（篠崎俊夫君） お答え申し上げます。

ご質問が多岐にわたりますので、中にははっきりご質問の要点がわかり切れないところもありますので、そういったものにつきましては、失礼でございしますが再質問をしていただきたいと思います。

第一点の、公けの施設は福生市民の福祉の向上のためにあるのではないかというご質問でございしますが、そのとおりでございします。

地方自治法第二百四十四条の公けの施設の条項を読んでみますと、「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする」となっております。しかし、この「住民の福祉を増進する目的をもって」ということは、住民にのみ限定するという意味ではございませんで、公けの施設には、たとえば極端な例を申しあげれば鉄道やバスもございしますし、また道路というものもやはり公けの施設でございします。したがいまして、法律は最底限利用すべきものを定めているのでございまして、たとえばこの基地への給水という問題は、福生市民自身の福祉の向上にはなりません、基地内に住んでいる人の福祉の向上になるわけでございます。

第二点の、設置条例の改正という点でございしますが、これは両論ございします。いま申しあげました地方自治法第二百四十四条も「住民の福祉を向上するため」というたっておりませんが、これは必要最

少限度の利用者を定めたいものであって、それ以外のものが利用するのにも妨げないのだという解釈もございしますので、私どもはそういう観点をとつていたわけでございします。しかしご指摘のように「市民等」の「等」を入れることによりまして、なお条例を明確にできるということ、市民以外のものにも利用させることがはっきりするという利点がございします。また、基地の中に住んでいる人達が市民でないことは間違いないでございせん。そこで従来の福生市の条例におきまして、たとえば市民会館の条例、あるいは野球場の設置及び管理条例、それから市営水泳場の設置及び管理条例などには「市民等」という「等」をうたうてございします。したがいまして二つの議論がありますけれども、「等」を入れたほうがさらによいのではないかという考え方で「等」を入れたのでございします。この点につきましては、東京都の水道関係の指導をやっております東京都衛生局環境衛生部水道課におきましては、そう特に入れる必要はないのではないかと、また、多摩水道対策本部におきましても同様な意見でございしましたが、私どもは二つのことを考えてみま

して、やはり「等」を入れたほうがはっきりするという観点から「等」を入れさせていただくようにしているわけでございします。

それから横田基地への給水は可能だとしても、具体的に行政区域外の羽村町、瑞穂町へ給水することの問題があるではないかと、いうご意見でございしますが、この点につきましては、国の厚生省と法制局が話し合いました了解した事項がございします。それは専用水道につきましては給水区域の概念はないということとございします。したがいまして、他市町村の区域にまたがってもよろしいということとございします。これはなお東京都衛生局環境衛生部水道課にも念を押してみました、そのとおりであるという回答を得ております。専用水道につきましては、給水区域の概念はないので、法律上他の市町村にまたがってもさしつかえないということとございします。

それから第四点については、全く恐縮でございしますが、ご質問の意味がよくわかりませんでした。申しわけございせん。

私からは以上の点についてお答え申しあげます。

○市長（石川常太郎君） 五項目のご質問につきましてお答え申しあげます。

私が基地はないほうがよろしいということをいつていること、また、市民の調査におきましてもしそのとおりだと思います。確かにそのとおりでございまして、基地はないほうがよろしいと思います。たいへん矛盾した話でございまして、いつも私が申しているとおりでございまして、総論賛成各論反対でございまして、たいへんきようでございまして、私も、原則的には安否は必要であり、飛行場も必要であると思います。ですから日本のどこかに飛行場も必要だろうという考えを持っております。しかし福生市にそう長くいられても困るという考えでございます。しかしながらわれわれが、この際基地反対と申しあげましたところで、直ちに横田基地が他へ移動することが可能であるとはどう考えていられないという見地に立つているわけでございまして、市ぐるみで反対に立ちあがったところで移動できるものではないとの観点に立つておりますので、予値するようでございまして、現在の世界情勢下にお

いても、また日本の情勢下においても、市民のためには誠に申しわけないかやむを得ないと考えているのでございます。

○助役（篠崎俊夫君） 四番目の質問についてわかりましたのでお答え申し上げます。

日米地位協定に該当しない民間人がどのくらい基地内にいるのか。またいるようになるか。そのようなものにも給水するのかわという問題でございまして、日米地位協定に該当しない民間人がどのくらいいるか。また、今後いるようになるかということは全くわかりません。ただ、これは専用水道でございまして、民間人に給水するということは、結局基地側で定めることに相なると思っています。基地の中にある専用水道は政府所有の専用水道であり、政府がきめるといったほうが正しいかもしれません。

○企画財政課長（上野重勝君） 関議員さんの六番目のご質問に対しまして私からご答弁を申し上げます。

質問の内容は、防衛庁に対して市に対する援助、いわゆる補助金等についてどのような進め方をしているかということと考えま

す。この点につきましては、私どもは水道問題とは直接関連がないという判断をいたしております。ただこのきっかけとなりまして、たいやゆる関東集約につきましては、その時点におきまして議会でいろいろ論議をされまして、防衛施設庁に対していろいろな観点から要望を申しあげ、当初におきましては四十八年一月に四百六十八億円というふう大な施設費の援助を申し出ていたのでございますが、いわゆるこれがかきかけとなりまして、防衛施設周辺の生活安定に関する新法の施行となったわけでございます。これが今年三月に施行になりました。私どもこれに前後いたしましたして、集約に伴います周辺整備の要望をいたしましたしていろいろな施設の要望を申しあげました。四十九年度におきまして五億数千万円程度の補助金も確定しております。さらに五十年年度につきまして、一般の補助金として十億円程度のもので防衛施設庁が大蔵省との予算折衝に入っているという情報も聞いています段階でございます。私どもはそれと併行いたしまして、防衛施設庁に対して福生市の施設について当然必要といたします施設のうち、主として中核的な

施設であるもの、それからさらに規模がかなり大規模なものの、したがる金額が相当多額になるというもの、それから現在の防衛施設の周辺整備の法律ではなかなか実現がむずかしいもの、いわゆる単年度の要望につけて困難であるという観点から幾つかの例をとりまして防衛施設庁をお願いをいたした次第でございますが、これにつきましては、先日、全員の協議会でも説明申しあげましたが大きく分けてまして四項目、小さい内容におきましては七項目ぐらいになると思いますが、これらの要望を申しあげまして、その結果をいたしましたして、具体的内容では、一番目として市民会館、これは議会側としては公民館という要望もあり、また住民としても公民館という要望がございますので、私ども公民館兼市民会館という名前でお願ひしてございますが、これにつきましては昭和五十年度を初年度として現在の制度を改善して特別の措置を講じていきたいという回答がございました。さらに公園整備事業につきましては、四カ所ほどの公園につけて整備の補助金をお願いをしておりますが、これにつきましても地域施策として福生市